

■自治基本条例の構成

第一章 総則

1 目的(第1条)

市民自治の確立

2 位置付け等(第2条)

最高規範性

3 定義(第3条)

市民/参加/協働

4 基本理念(第4条)

市民自治の確立を目指すための基本理念
市民の自治/市民の手による自治/市民のための自治

5 自治運営の基本原則(第5条)

情報共有の原則/参加の原則/協働の原則

第二章 自治運営を担う主体の役割・責務等

1 市民(第6~9条)

○市民の権利 ○市民の責務
○事業者の社会的責任 ○コミュニティの尊重等

2 議会(第10~12条)

○議会の設置 ○議会の権限・責務
○議員の責務

3 市長等(第13~22条)

市長等	行政運営等	区
○市長の設置 ○市長等の権限・責務等	○行政運営の基本等 ○財政運営等 ○評価 ○苦情、不服等に対する措置	○区及び区役所の設置 ○区長の設置・役割 ○必要な組織の整備等 ○区民会議

第三章 自治運営の基本原則に基づく制度等

1 情報共有による自治運営(第23~27条)

○情報提供 ○情報公開 ○個人情報保護
○会議公開 ○情報共有の手法等の整備

2 参加及び協働による自治運営(第28~32条)

○多様な参加の機会の整備等 ○審議会等の市民委員の公募
○パブリックコメント手続 ○住民投票制度
○協働推進の施策整備等

3 自治運営の制度等の在り方についての調査審議(第33条)

自治推進委員会

第四章 国や他の自治体との関係

国や他の自治体との関係(第34条)

国や他の自治体との相互協力等

第3期川崎市自治推進委員会委員

(50音順)

- | | |
|---------|------------|
| 池田 ハルミ | 市民委員(川崎区) |
| 大下 勝巳 | 元宮前区長 |
| 高木 一弘 | 市民委員(宮前区) |
| ○谷本 有美子 | 拓殖大学政経学部講師 |
| ◎名和田 是彦 | 法政大学法学部教授 |
| 守田 啓子 | 市民委員(麻生区) |
- ◎委員長 ○副委員長

もっと詳しく 知りたい方へ

自治基本条例の理念と条文を簡潔にまとめたパンフレットを発行しています。また、自治推進委員会のこれまでの調査審議内容などはホームページで紹介しています。

※報告書全文も掲載しています。

Web自治基本条例 🔍



条例パンフレット

区役所が 参加・協働の拠点として 機能を発揮するための方向性

- 1 協働の当事者としての地域情報・ニーズの把握と対応力の向上
- 2 コーディネート能力の向上
- 3 地域課題解決のきっかけづくりと参加・協働の環境整備
- 4 地域に根ざした情報提供と発信力の強化

■川崎市自治推進委員会とは

川崎市自治推進委員会は、川崎市自治基本条例第33条に基づき、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議することを目的に設置されたものです。委員会は、公募市民と有識者の計6名で構成されています。

川崎市自治推進委員会

平成24年3月発行

お問い合わせ先

川崎市総合企画局自治政策部

川崎市川崎区宮本町1番地 Tel:044-200-2168/Fax:044-200-3800

E-mail:20ziti@city.kawasaki.jp

平成24年3月